

第75回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時

場所

神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号
当社 本社大会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為
への対応策（買収防衛策）
の継続の件

油研工業株式会社

証券コード：6393

目次

第75回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
[添付書類]	
事業報告	35
連結計算書類	52
計算書類	55
監査報告書	58
株主総会会場ご案内図	裏表紙

株 主 各 位

神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号

油 研 工 業 株 式 會 社

取締役社長 永 久 秀 治

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月26日（水曜日）午後5時10分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号
当社 本社大会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第75期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <http://www.yuken.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <http://www.yuken.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

このような方針のもと、第75期につきましては、当期の堅調な業績に応じた利益還元を勘案し、1株につき80円といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその種類
当社普通株式1株につき 80円
総額 328,276,960円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役7名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者の河淵健司氏については、任期の途中ではありますが、当社取締役体制を一括して株主の皆様にご諮る主旨から、本株主総会終結の時をもって辞任し、他の取締役候補者と任期を揃えた上で、改めて取締役として選任をお願いするものであります。従って、選任後の取締役の員数に変更はありません。

指名諮問委員会の勧告に基づき、取締役会で決定した取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	当事業年度における取締役会への出席状況
1	なが ひさ ひで はる 永 久 秀 治 再任	代表取締役社長 指名諮問委員（議長） 報酬諮問委員（議長） リスク管理委員（委員長）	100%（14回／14回）
2	やす き ひで み 安 木 秀 己 再任	取締役 技術本部長 リスク管理委員	100%（14回／14回）
3	はぎ の よし お 萩 野 嘉 夫 再任	取締役 管理本部長兼総務部長 リスク管理委員（統括責任者）	100%（14回／14回）
4	ひら やま ただ し 平 山 直 志 再任	取締役 国内事業本部長兼東日本営業部長 リスク管理委員	93%（13回／14回）
5	すず き きよ ひこ 鈴 木 清 彦 新任	執行役員 生産本部長兼生産部長	（新任）
6	みや さか あつし 宮 坂 篤 新任	グローバル事業本部長兼事業推進部長	（新任）
7	こう ぶち けん じ 河 淵 健 司 再任	社外取締役 指名諮問委員 報酬諮問委員 リスク管理委員	100%（14回／14回）
8	すず き まさ あき 鈴 木 正 明 新任	社外取締役・独立役員	（新任）

候補者
番号

1

なが ひさ ひで はる
永 久 秀 治

1955年2月4日生

再任

略歴

1978年4月	株式会社日本興業銀行入行	2011年4月	当社取締役管理本部長兼 経理部長兼経営企画室長
2005年5月	当社執行役員営業担当 (出向)	2012年4月	当社取締役管理本部長兼 経理部長兼経営企画室長 兼総務部長
2005年7月	当社執行役員営業副本部 長 (出向)	2013年4月	当社取締役管理本部長兼 総務部長
2006年4月	当社執行役員営業副本部 長兼環境機械部長 (出 向)	2013年6月	当社常務取締役管理本部 長兼総務部長
2006年6月	当社転籍	2017年4月	当社常務取締役管理担当
2007年4月	当社執行役員管理本部長 兼経理部長	2017年6月	当社代表取締役社長 (現 在)
2009年6月	当社取締役管理本部長兼 経理部長		



所有する当社株式の種類及び数
普通株式 6,900株

取締役会への出席状況
14回/14回 (100%)

当社における地位及び担当

代表取締役社長
指名諮問委員 (議長)
報酬諮問委員 (議長)
リスク管理委員 (委員長)

取締役候補者とした理由

永久秀治氏は当社入社以来、営業、経営企画、総務・経理等に携わり、加えて2017年6月以降は当社代表取締役社長を務め、当社グループの経営を牽引しております。豊富な業務経験と幅広い識見を有しており、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から、同氏が当社グループの更なる発展に貢献することができるものと判断し、引続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

2

やす き ひで み
安 木 秀 己

1960年2月2日生 再任

略歴

1982年4月	当社入社	2017年4月	当社技術本部長兼研究開発部長
2003年4月	当社研究開発部開発1G課長	2017年6月	当社取締役技術本部長兼研究開発部長
2008年4月	当社品質保証部次長兼品質保証課長	2019年4月	当社取締役技術本部長(現在)
2010年4月	当社品質保証部長		
2012年4月	当社研究開発部長		

当社における地位及び担当

取締役技術本部長
リスク管理委員

重要な兼職の状況

台湾油研股份有限公司董事長
油研液圧工業（張家港）有限公司董事長

取締役候補者とした理由

安木秀己氏は、長年にわたり油圧製品の開発に携わり、当社技術関連分野の第一人者であり、豊富な実務経験と高い能力、識見を有しております。2017年6月から取締役に就任し、またグループ会社の董事長も務め、その責務を果たしております。当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引続き取締役候補者いたしました。



所有する当社株式の種類及び数
普通株式 2,400株

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

候補者
番号 **3** はぎ の よし お
萩野嘉夫

1961年3月31日生

再任

略歴

1983年4月	当社入社	2017年4月	当社管理本部長兼総務部長
2003年4月	当社総務部課長（人事G担当）	2017年6月	当社取締役管理本部長兼総務部長（現在）
2008年4月	当社総務部次長		
2009年4月	当社総務部長		
2012年4月	当社総務部付部長 台湾油研股份有限公司副董事長総経理（出向）		

当社における地位及び担当

取締役管理本部長兼総務部長
リスク管理委員（統括責任者）

重要な兼職の状況

韓国油研工業株式会社代表理事
YUKEN SEA CO.,LTD. CHAIRMAN

取締役候補者とした理由

萩野嘉夫氏は、総務、営業を経験し、2012年4月から5年間当社グループ海外製造会社の総経理として経営に携わり、豊富な実務経験と高い識見を有しております。2017年6月から取締役に就任し、またグループ会社の代表も務め、その責務を果たしております。当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引続き取締役候補者といたしました。



所有する当社株式の種類及び数
普通株式 2,200株

取締役会への出席状況
14回／14回（100%）

候補者
番号

4

ひら やま ただ し
平 山 直 志

1962年2月16日生 再任

略歴

1986年4月	当社入社	2013年4月	当社総務部付部長 株式会社北陸油研代表取締役社長（出向）
2003年4月	当社東日本営業部東京営業一課長	2016年5月	当社東日本営業部長
2008年4月	当社東日本営業部次長兼長野営業所長	2017年4月	当社国内事業本部長兼東日本営業部長
2010年7月	当社総務部付次長 油研（上海）商貿有限公司瀋陽出張所長（出向）	2017年6月	当社取締役国内事業本部長兼東日本営業部長（現在）
2012年5月	当社総務部付次長 株式会社北陸油研代表取締役社長（出向）		

当社における地位及び担当

取締役国内事業本部長兼東日本営業部長
リスク管理委員

取締役候補者とした理由

平山直志氏は、設計、営業を経験し、2012年5月から4年間当社グループ国内販売会社の社長として経営に携わり、豊富な実務経験と高い識見を有しております。2017年6月から取締役に就任し、国内営業部門の責任者として、その責務を果たしております。当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。



所有する当社株式の種類及び数
普通株式 700株

取締役会への出席状況
13回／14回（93%）

候補者
番号 **5** すず き きよ ひこ
鈴木清彦

1958年9月1日生 **新任**

略歴

1983年4月	当社入社	2015年4月	第二製造部長兼技術課長
2005年7月	システム技術部システム 設計2G課長	2018年4月	執行役員生産副本部長兼 生産部長
2010年4月	油圧システム部次長兼シ ステム設計一課長	2019年4月	執行役員生産本部長兼生 産部長（現在）
2011年4月	油圧システム部長		

当社における地位及び担当

執行役員生産本部長兼生産部長

取締役候補者とした理由

鈴木清彦氏は、設計、製造、生産等を経験し、技術・製造全般における豊富な実務経験と高い識見を有しており、現在は当社製造部門を統括する責任者として、その責務を果たしております。当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。



所有する当社株式の種類及び数
普通株式 0株

候補者
番号

6

みや さか
宮 坂

あつし
篤

1963年11月23日生 新任

略歴

1987年4月	当社入社	2013年4月	販売促進部長兼営業技術課長
2004年4月	応用商品部環境機械営業一課長	2015年4月	海外営業部長兼海外営業課長
2008年4月	環境機械部次長兼技術課長	2019年4月	グローバル事業本部長兼事業推進部長（現在）
2012年4月	環境機械部長		



所有する当社株式の種類及び数
普通株式 0株

当社における地位及び担当

グローバル事業本部長兼事業推進部長

重要な兼職の状況

油研工業（香港）有限公司 董事長
油研（上海）商貿有限公司 董事長
油研（仏山）商貿有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

宮坂篤氏は、開発、営業、販売促進を経験し、技術・営業における豊富な実務経験と高い識見を有しており、現在は当社グループ海外展開を統括し、その役割を実効的に果たすとともに、海外グループ会社の代表も務めております。当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 **7** こうぶちけんじ **河 渕 健 司** 1950年7月10日生 **再任**
社外取締役・独立役員

略歴

1975年4月	太陽鉄工株式会社入社	2014年6月	同社取締役会長
1997年9月	同社ME事業部技術部長	2015年6月	同社取締役会長退任
1998年4月	同社ME事業部開発室長	2016年6月	当社社外取締役（現在）
2000年5月	同社メカトロ事業部長	2017年6月	株式会社エスティック 取締役監査等委員（社外）
2001年6月	同社取締役		（現在）
2003年6月	同社常務取締役		
2007年6月	同社専務取締役	2019年6月	当社社外取締役辞任予定
2008年6月	株式会社TAIYO代表取締役社長		



所有する当社株式の種類及び数
 普通株式 600株

取締役会への出席状況
 14回／14回（100%）

当社における地位及び担当

社外取締役
 指名諮問委員
 報酬諮問委員
 リスク管理委員

重要な兼職の状況

株式会社エスティック取締役監査等委員（社外）

取締役候補者とした理由

河渕健司氏は、長年に渡り油圧メーカーの経営者を務め、業界に精通するとともに、豊富な経験と幅広い識見を有しております。2016年6月に当社社外取締役に就任以降、取締役会等において豊富な経験と独立性を活かした意見・助言を行っており、当社の意思決定と実効性のある監督機能に適切な役割を果たしていることから、引続き取締役候補者といたしました。なお、同氏は2018年6月開催の第74回定時株主総会において選任されていることから、その任期は2020年6月開催予定の当社株主総会終結の時までとなっておりますが、今回当社の取締役体制を一括して株主の皆様にご諮る主旨から、本株主総会終結の時をもって辞任することとし、他の取締役候補者と任期を揃えた上で、改めて取締役として選任をお願いするものであります。

独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「当社独立社外役員の独立性基準」を満たしております。

候補者
番号

8

すず き まさ あき
鈴木 正 明

1951年7月28日生

新任

社外取締役・独立役員

略歴

1990年9月	中央新光監査法人社員	2012年7月	公認会計士・税理士鈴木正明事務所所長（現在）
1996年8月	中央監査法人代表社員		
2006年6月	中央青山監査法人評議員、理事長代行	2013年6月	株式会社コア非常勤監査役
2007年8月	みすず監査法人清算人	2018年6月	株式会社マーベラス非常勤監査役（現在）
2008年10月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー	2018年11月	JESCOホールディングス株式会社非常勤監査役（現在）
2011年7月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）コンプライアンス推進室室長		



所有する当社株式の種類及び数
普通株式 0株

重要な兼職の状況

公認会計士・税理士鈴木正明事務所所長
株式会社マーベラス非常勤監査役
JESCOホールディングス株式会社非常勤監査役

取締役候補者とした理由

鈴木正明氏は、長年の公認会計士・税理士としての経験から、企業会計についての高い専門性を有しており、また企業の社外監査役を務められる等、豊富な経験と識見を有しております。同氏の豊富な経験と専門性、高い独立性を、当社の経営の重要事項決定および業務執行の監督に活かすことが企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役の職務を適切に遂行できると判断いたしました。

独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「当社独立社外役員の独立性基準」を満たしております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は河瀬健司氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、鈴木正明氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は河瀬健司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、鈴木正明氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 河瀬健司氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
5. 鈴木正明氏の選任が承認された場合は、同氏を当社リスク管理委員、指名諮問委員および報酬諮問委員に選任する予定です。

【ご参考】当社独立社外役員の独立性基準

1. 社外取締役及び社外監査役について、当該候補者が現在又は過去10年において、次の各項目に該当しない場合、独立性があると判断する。
 - 1) 当社グループの主要な取引先の業務執行者
 - 2) 当社グループのメインバンクの業務執行者
 - 3) 当社グループから一定額以上の金銭等を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
 - 4) 当社又は当社子会社の業務執行者
 - 5) 当社子会社の業務執行者でない取締役
 - 6) 当社の主要な株主の業務執行者
 - 7) 就任の前10年以内のいずれかのときにおいて、当社又は当社子会社の取締役又は監査役であったことがある者
2. 最初に就任してから10年を超えて社外役員に就任しない。但し、その任期中にその期間に達する場合は、次期に任用しない。
3. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

(※1) 「主要な取引先」：直近の事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総取引高の2%以上を基準として判定

(※2) 「一定額以上の金銭等」：過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益

(※3) 「主要な株主」：出資比率10%以上の大株主

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役高久憲一氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

いち かわ けっ し
市川傑士 1960年3月2日生 **新任**

略歴

1984年4月	当社入社	2015年10月	内部監査室次長
2007年4月	情報システム課長	2016年4月	内部監査室長（次長）
2015年4月	管理本部長付次長（情報システム課担当）兼 内部監査室次長	2018年4月	内部監査室長（部長） （現在）

当社における地位

内部監査室長（部長）
リスク管理委員



所有する当社株式の種類及び数
普通株式 0株

監査役候補者とした理由

市川傑士氏は、情報システム、内部監査等を経験し、当社業務に精通し、豊富な実務経験と高い識見を有しております。現在は内部監査室長として、当社グループにおける内部監査を適切に遂行するとともに、内部統制体制の一層の強化に繋がる意見・助言を積極的に行っております。当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 市川傑士氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で監査役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額といたします。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふ 布	せ 施	けん 謙	きち 吉	1947年6月28日生	所有する当社の株式数 0株
---------------	---------------	----------------	----------------	-------------	------------------

略歴

1980年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
1980年4月 長野法律事務所（現在）

重要な兼職の状況

長野法律事務所 弁護士

- (注) 1. 当社は布施謙吉氏が所属している長野法律事務所との間に顧問契約を締結しておりますが、同契約に伴う取引金額は僅少であります。
2. 布施謙吉氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、弁護士として企業法務に精通し、他社における監査役経験もあり、企業経営を統治する十分な識見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
3. 布施謙吉氏は、当社が定める独立性を客観的に判断する「当社独立社外役員の独立性基準」により、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく十分な独立性を有しており、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同氏が社外監査役に就任した場合は、同取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
4. 布施謙吉氏が社外監査役に就任した場合は、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額といたします。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、当初2007年3月8日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2016年6月28日開催の当社第72回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、本株主総会終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2019年5月9日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの内容を一部変更した上で継続（以下、新たに継続する対応策を「本プラン」といいます。）することといたしました。本プランの現プランからの主な変更点は以下のとおりです。①対抗措置について、新株予約権の無償割当に限定いたしました。②その他語句の修正、文言の整理等行いました。

本プランへの継続につきましては、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、監査役全員から賛同を得ております。

I 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入された、現プランを継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えたものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付の内容等について評価・検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの等買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切にご判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

本プランの概要につきましては、参考資料をご参照ください。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、

- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項又は同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程（独立委員会規程の概要につきましては、別紙1をご参照ください。）を定めるとともに、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の取締役との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役又は社外有識者（注4）の中から選任します。本プラン継続後の独立委員会の委員は、社外取締役として河淵 健司氏、鈴木 正明氏（いずれも本株主総会に社外取締役としての選任議案を上程予定）、社外監査役として山浦 秀雄氏の3名が就任する予定です（略歴につきましては、別紙2をご参照ください）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注4：社外有識者とは、過去に当社又は当社の子会社の取締役、会計参与もしくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがない者であり、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。当社が大規模買付者から意向表明書を受理した場合には、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について適時・適切に公表します。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

(2) 大規模買付者からの情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書を受領した日の翌日から10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為における買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為の完了後に想定している役員候補（当社及び当社グループ事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥ 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関する変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限（最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を定めた上で、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価・検討期間等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当し、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で新株予約権の無償割当を講じることがあります。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループの資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記(1)で述べた対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)又は(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとしします。

当社取締役会が対抗措置として、新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社が当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。但し、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知と

ともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランが株主・投資家に与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記5.に記載した対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は、対価の払込みをすることなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きを取ることを決定した場合は、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、新株予約権の無償割当が行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

7. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は、本株主総会終結の時から2022年6月に開催される第78回定時株主総会終結の時までとします。

本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様が不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

II 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記I 1.「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって現プランを継続したものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記I 5.「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動

されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅰ 5.「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅰ 7.「本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を2年としておりますが、当該任期につきましては期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要するような決議要件の加重は行っておりません。

以 上

(別紙1)

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役又は社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議により選任される。
- ・独立委員会の委員の任期は、本プランの有効期限までとする。但し、社外取締役及び社外監査役である委員の任期は、その社外役員としての任期が本プランの有効期限より以前に到来する場合（再任された場合を除く）は、社外役員の任期と同じとする。また、取締役会等において本プランの廃止をする旨の決議をした場合、委員の任期は本プランの廃止と同時に終了する。
- ・独立委員会は、取締役会から諮問を受けた場合、以下に記載する事項について決定し、その決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。
 - ① 大規模買付者に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び定款が認める対抗措置の発動又は不発動
 - ② 大規模買付者の大規模買付行為の撤回等に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他対抗措置の停止等
 - ③ その他、取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・独立委員会は、以下に記載される事項を行うものとする。
 - ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
 - ② 大規模買付者が取締役会に提供すべき本必要情報の決定
 - ③ 本必要情報の提供完了の決定
 - ④ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ⑤ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定

- ⑥ 取締役会評価期間の延長の決定
 - ⑦ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑧ その他、取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
 - ・独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙2)

独立委員会の委員略歴

本プランへの継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

河淵 健司 (こうぶち けんじ)

1950年7月10日生

(略歴)

1975年4月 太陽鉄工株式会社入社

2001年6月 同社取締役

2003年6月 同社常務取締役

2007年6月 同社専務取締役

2008年6月 株式会社TAIYO代表取締役社長

2014年6月 同社取締役会長

2016年6月 当社取締役 (社外) (現在)

2017年6月 株式会社エスティック取締役監査等委員 (社外) (現在)

鈴木 正明 (すずき まさあき)

1951年7月28日生

(略歴)

1990年9月 中央新光監査法人社員

1996年8月 中央監査法人代表社員

2006年6月 中央青山監査法人評議員、理事長代行

2007年8月 みすず監査法人清算人

2008年10月 新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) シニアパートナー

2011年7月 新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) コンプライアンス推進室室長

2012年7月 公認会計士・税理士鈴木正明事務所所長 (現在)

2013年6月 株式会社コア非常勤監査役

2018年6月 株式会社マーベラス非常勤監査役 (現在)

2018年11月 JESCOホールディングス株式会社非常勤監査役 (現在)

山浦 秀雄 (やまうら ひでお)

1956年7月7日生

(略歴)

1980年4月 株式会社日本興業銀行入行

1996年6月 株式会社みずほコーポレート銀行本店営業第四部次長

2004年10月 同行シンジケーション業務管理部長

2006年8月 みずほ総合研究所株式会社上席執行役員総合企画部長

2013年6月 丸善石油化学株式会社常勤監査役

2017年6月 当社常勤監査役 (社外) (現在)

上記、各独立委員会の委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

河淵健司氏および山浦秀雄氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

鈴木正明氏は、本株主総会において社外取締役を選任された場合、同取引所に対し独立役員として届け出る予定です。

以 上

(別紙3)

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

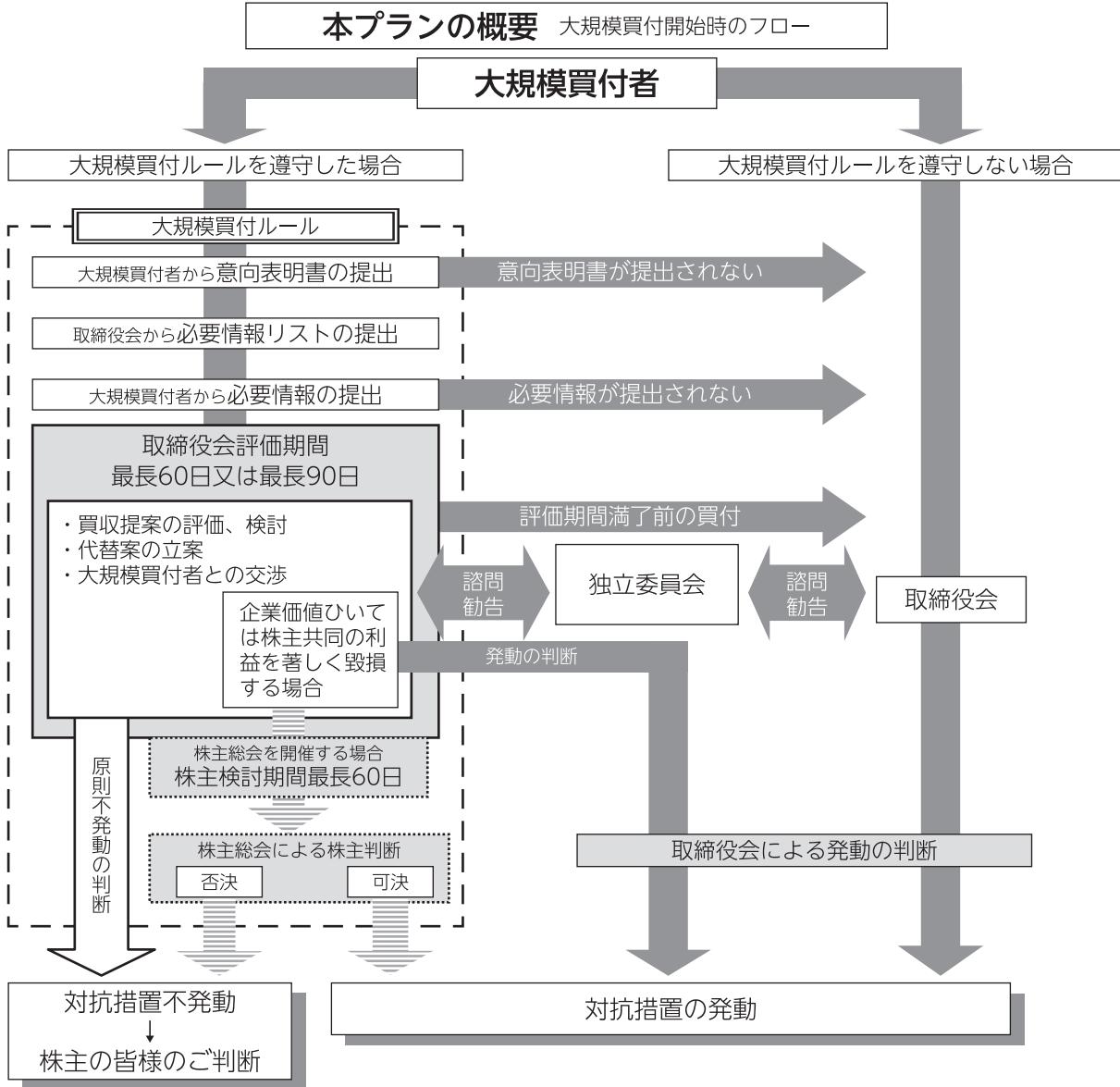
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。但し、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

(参考資料)



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調が持続しました。一方、世界経済は、米国は総じて堅調に推移したものの、欧州、中国の経済成長は鈍化し、米中貿易摩擦の長期化リスク等により、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもとで、当社グループは、グループの全体最適 (Group)、海外拠点の強化と対象市場の拡大 (Global)、成長を支えるインフラや人財の強化 (Growing) を推進の柱に、中期経営計画「3G (Group Global Growing) Action 2018」を実行し、国内外の顧客に対し積極的な拡販に努めるとともに、環境変化に影響されにくい高収益体質企業への転換、新製品の開発・提案、経営の効率化にも鋭意取り組んでまいりました。

当連結会計年度の売上高は、300億5百万円 (前年同期比1.8%増)、営業利益は21億3千4百万円 (前年同期比2.5%減)、経常利益は20億6千7百万円 (前年同期比1.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は12億9千1百万円 (前年同期比7.8%減) となりました。

単独業績につきましては、売上高は160億9千万円 (前年同期比1.1%減)、営業利益6億7千5百万円 (前年同期比13.9%減)、経常利益11億6千万円 (前年同期比10.4%減)、当期純利益9億5千5百万円 (前年同期比12.4%減) となりました。

事業別の売上高は以下のとおりです。

事業別	売上高	前期比増減
油圧製品事業	18,775 ^{百万円}	△0.9%
システム製品事業	6,848	14.1
環境機械事業他	4,381	△3.3
合計	30,005	1.8

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額11億2千万円であります。事業部門別では、油圧製品部門9億7千1百万円、システム製品部門2千8百万円、環境機械事業部門他で1億2千万円となっております。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達と安定的な財務基盤の確保を目的に取引銀行4行とシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	4,000百万円
借入実行残高	680百万円
差引額	3,320百万円

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

区 分	第72期	第73期	第74期	第75期
	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	(当連結会計年度) 2019年3月期
売上高 (百万円)	27,701	25,909	29,473	30,005
経常利益 (百万円)	1,613	1,041	2,038	2,067
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,078	655	1,401	1,291
1株当たり当期純利益 (円)	252.67	154.77	333.96	314.40
総 資 産 (百万円)	36,366	36,160	37,986	37,002

- (注) 1. 第72期は、国内経済の緩やかな回復基調が続き、米国経済も堅調な景気が持続したものの、中国を始めとする新興国や資源国の経済減速の影響もあり、売上高は減少しました。損益面では、引続き中期経営計画の推進による高収益体質企業への転換に取り組み、営業利益は増加しましたが、経常利益は減少しました。
2. 第73期は、国内経済は緩やかな回復基調を維持し、米国・欧州も底堅く回復基調が続きましたが、中国や他の新興国は景気に弱さが見られたこともあり、売上高および利益は減少しました。
なお、第74期より「在外子会社の収益および費用の換算方法の変更」を行ったため、第73期については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
3. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しており、第72期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 第74期は、国内経済は緩やかな回復基調を維持し、米国・欧州の景気も底堅く推移したことや、中国等の新興国でも景気の持ち直しが見られたことから、売上高および利益は増加しました。
5. 第75期（当連結会計年度）の状況につきましても、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(9) 重要な親会社および子会社等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(連結子会社) 株式会社ユケンサービス	千円 40,000	% 100.0	油圧製品の販売および保守 システム製品の製造・販売および保守
台湾油研股份有限公司	千ニュー台湾ドル 90,000	72.47	油圧製品の製造・販売 システム製品の製造・販売
油研工業（香港）有限公司	千香港ドル 5,000	100.0	油圧製品の販売
ユケン・ヨーロッパ LTD.	千ポンド 300	100.0	油圧製品の販売
ユケン・インディア LTD.	千ルピー 120,000	40.0	油圧製品の製造・販売
油研液圧工業（張家港）有限公司	千人民元 101,468	95.08 (12.94)	油圧製品の製造
韓国油研工業株式会社	百万ウォン 5,010	96.4	油圧製品の販売
油研（上海）商貿有限公司	千人民元 8,184	100.0 (33.33)	油圧製品の販売
YUKEN SEA CO., LTD.	千パーツ 80,000	88.99 (28.99)	油圧製品の販売
油研（仏山）商貿有限公司	千人民元 22,954	100.0 (17.1)	油圧製品の販売
(持分法適用関連会社) 株式会社北陸油研	千円 30,000	42.13	油圧製品の販売

(注) 1. ユケン・インディアLTD.は、当社の出資比率40.0%であります。が、実質的に支配しているため、子会社としております。
2. 出資比率の（ ）は、間接所有割合であります。

(10) 主要な事業内容

当社グループは、油圧製品、システム製品、環境機械の製造ならびに販売を主な事業の内容としております。

(11) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社・相模事業所	神奈川県綾瀬市	東京支社	東京都港区
袋田工場	茨城県久慈郡	大阪支社	大阪府大阪市

② 主要な子会社の営業所および工場

会 社 名	名 称	所 在 地
株式会社ユケンサービス	本 社	神奈川県綾瀬市
台湾油研股份有限公司	本 社	台湾省台中市
油研工業（香港）有限公司	本 社	HONGKONG Kowloon
ユケン・ヨーロッパ LTD.	本 社	ENGLAND Liverpool
ユケン・インディア LTD.	本 社	INDIA Malur
油研液圧工業（張家港）有限公司	本 社	中華人民共和国江蘇省
韓国油研工業株式会社	本 社	大韓民国ソウル市
油研（上海）商貿有限公司	本 社	中華人民共和国上海市
YUKEN SEA CO., LTD.	本 社	THAILAND Bangkok
油研（仏山）商貿有限公司	本 社	中華人民共和国広東省

(12) 従業員の状況

従業員数（前期末比増減）
1,186名（21名増）

(13) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,332百万円
株式会社三井住友銀行	833
株式会社三菱UFJ銀行	1,289
株式会社横浜銀行	768
第一生命保険株式会社	130

(14) 対処すべき課題

当社及び当社グループは、「日本、アジア、世界に貢献し、環境変化の中でも利益成長できる高収益体質の独立系油圧総合メーカグループを目指す」という長期経営ビジョンのもと、2016年度を初年度とする中期経営計画「3G Action2018」に基づき、グループ全体最適や市場拡大、インフラ・人財の強化に鋭意取り組んでまいりました。3年間の取組みにより、グループ総合力の一定の向上は得られたものと考えていますが、企業価値を高めるための収益力の一層の向上およびグループ生産能力の更なる強化が今後の課題であると認識しております。そうした中、次の10年に向けた環境の変化に耐え得る強固な収益基盤を作り上げていくために、2019年度を初年度とする中期経営計画「3G Action2021 ～Challenge the Next Stage～」を策定いたしました。前中期経営計画3G《Group・Global・Growing》の行動指針を継続し、利益《Gain》を刈り取れる収益体制の構築を図ってまいります。

具体的には以下のとおり取り組んでおります。

(1) Group (グループ) 戦略 ～グローバル展開に対応したものづくり力の強化～

機会損失解消のためのグループ内生産能力の強化や、海外生産拠点活用による製品コストの削減を推し進め、**YUREN**ブランドの製品品質や製造技術を一層強化してまいります。

(2) Global (グローバル) 戦略 ～成長分野としてのグローバル展開の推進～

成長市場での事業拡大を図るとともに、成熟市場におけるブランド価値向上と安定的な成長を目指します。そのためにも、市場に適合したグローバル製品の開発を一層推し進めてまいります。

(3) Growing (グロウイング) 戦略 ～成長を支えるグループ会社の経営基盤強化～

グローバル経営を支える人財の育成に注力いたします。また、グループにおけるガバナンス機能を強化するとともに、成長を支えるための積極的な投資を実施してまいります。

(4) Gain (ゲイン) 戦略 ～持続的成長のための収益力の強化～

当社グループの中核である当社において、一層の採算性向上や自動化による省人化、効率化を推し進め収益力を向上させるとともに、グループとして持続的に成長できる事業基盤、高収益体制を実現し、企業価値向上を図ってまいります。

(5) グループ全体の社会的信頼の向上

社会の一員としての自己責任を徹底し、グループ全体の社会的責任の向上に取り組まします。

安全・安心の万全な品質保証、地球視点での環境保全、法令や社会規範の遵守、迅速かつ的確な情報開示、地域社会との共生などに対するグループ内での取り組みを一層推し進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞよろしくご支援賜りますようお願い申し上げます。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,103,462株
(自己株式 407,214株を除く)
- (3) 株主数 5,006名 (前期末比530名増)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	204千株	4.98%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	195	4.76
油 研 販 売 店 持 株 会	175	4.27
油 研 協 力 会 持 株 会	166	4.05
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	165	4.03
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	164	4.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	148	3.62
DEUTSCHE BANK AG FRANKFURT-DOMESTIC CUSTODY SERVICES	135	3.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	108	2.63
酒 井 重 工 業 株 式 会 社	82	2.00

(注) 持株比率は、自己株式 (407,214株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2019年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
永 久 秀 治	取締役社長（代表取締役） 指名諮問委員（議長） 報酬諮問委員（議長） リスク管理委員（委員長）	
大 場 孝 一	常務取締役（グローバル事業本部長） 指名諮問委員 報酬諮問委員 リスク管理委員	ユケン・インディア LTD. CHAIRMAN ユケン・ヨーロッパ LTD. CHAIRMAN
笠 井 一 巳	取締役（生産本部長兼第一製造部長） リスク管理委員	
安 木 秀 己	取締役（技術本部長兼研究開発部長） リスク管理委員	台湾油研股份有限公司董事長 油研液圧工業（張家港）有限公司董事長
萩 野 嘉 夫	取締役（管理本部長兼総務部長） リスク管理委員（統括責任者）	韓国油研工業株式会社代表理事 YUKEN SEA CO.,LTD. CHAIRMAN
平 山 直 志	取締役（国内事業本部長兼東日本営業部長） リスク管理委員	
鈴 木 幸 一	社外取締役 指名諮問委員 報酬諮問委員 リスク管理委員	公 認 会 計 士 ・ 税 理 士
河 淵 健 司	社外取締役 指名諮問委員 報酬諮問委員 リスク管理委員	株式会社エスティック取締役監査等委員（社外）
高 久 憲 一	常勤監査役 リスク管理委員	
山 浦 秀 雄	常勤監査役（社外） リスク管理委員	
矢 島 良 司	社外監査役 リスク管理委員	株式会社第一生命経済研究所取締役会長 一般社団法人日本産業協会会長

- (注) 1. 取締役鈴木幸一氏および河淵健司氏、並びに監査役山浦秀雄氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役高久憲一氏は、業務執行者としての豊富な経験と見識ならびに当社海外子会社の経営者としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役山浦秀雄氏は、金融機関における長年の経験と他社監査役としての見識を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 報酬等に関する方針

当社は取締役の報酬等について、社内取締役2名と独立社外取締役2名で構成された報酬諮問委員会による勧告に基づく取締役会決議により、取締役の報酬等の内容に関する方針を定めております。

当社の取締役の報酬等は、優秀な人財の確保と維持、業績向上のインセンティブの観点から、それぞれの職責に見合った報酬の体系、水準としており、経営環境の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を常に検証することとしております。

取締役の報酬等は、固定性の強い月例報酬と、会社業績の達成度に連動した変動的報酬である決算賞与により構成しております。また、株主と利害を共有し、株価を意識した経営のインセンティブとするため、役位に応じた報酬額の一部を役員持株会に拠出しております。

社外取締役の報酬等は、当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ業績連動型の要素が含まれてはならないことから、定額報酬として、役位に応じて予め定められた固定給を支給するものとしております。

なお、当社の監査役の報酬等の額については、株主総会において承認された範囲内で、監査役の協議により決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役8名 114,072千円（うち社外2名 16,080千円）

監査役3名 35,550千円（うち社外2名 21,330千円）

(注) 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額39,000千円（取締役6名に対して29,850千円、監査役3名に対して9,150千円）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役鈴木幸一氏は、鈴木幸一公認会計士税理士事務所を運営しておりますが、当社と兼職先の間には重要な関係はありません。
- ・社外取締役河渕健司氏は、株式会社エスティックの取締役監査等委員（社外）ですが、当社と兼職先の間には重要な関係はありません。
- ・社外監査役矢島良司氏は、株式会社第一生命経済研究所の取締役会長であり、また一般社団法人日本産業協会の会長ですが、当社と兼職先の間には重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	鈴木 幸一	当事業年度に開催された取締役会には14回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
社外取締役	河渕 健司	当事業年度に開催された取締役会には14回全てに出席し、経営者としての豊富な経験・見地から、適宜質問し、発言を行っております。
社外監査役	山浦 秀雄	当事業年度に開催された取締役会には14回全てに、また監査役会には16回全てに出席し、疑問点等明らかにするために適宜質問し、豊富な経験・見地から意見を述べております。
社外監査役	矢島 良司	当事業年度に開催された取締役会には14回全てに、また監査役会には16回全てに出席し、経営者としての豊富な経験・見地から、適宜意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ロイヤル監査法人

(2) 当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額および監査役会が同意をした理由

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 30,500千円

当社およびその子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積算出根拠が適切であると判断し、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、または会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列挙し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の企業憲章である「経営の信条」の精神に基づき、取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動を取るための行動規範を定めるとともに、コンプライアンス体制に係わる規定を整備しております。その取組みは取締役、監査役および内部監査室長を委員としたリスク管理委員会で横断的に統括管理し、必要な教育等を行うこととしております。内部監査室はリスク管理委員会と連携してコンプライアンスの遵守状況を監査し、取締役会へ報告しております。さらに、法令上、疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としての通報・相談窓口を開設しております。

② 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

経営文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係わる文書は、文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務、法務、環境、災害、品質、情報セキュリティ等事業活動に係わるリスクについて、それぞれの領域ごとの担当部門を定めるとともに、全ての取締役および監査役ならびに内部監査室長で構成されたリスク管理委員会を設立し、事業活動に伴うリスクの抽出及び評価を行い、重要と判断されたリスクについては部門横断的に全社で対応し、対応状況を定期的にチェックすることとしております。また、各部門においても部門業務計画にリスク対応を反映させ、計画的に実施する体制を整えております。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役と従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標に基づく年度経営計画を策定しております。各本部を担当する取締役は、年度経営計画に基づき各本部が実施すべき具体的な実行計画を策定し、取締役会は各本部の実行計画の実施状況を把握するために半期ごとに実績をレビューしております。目標未達事項がある場合は、担当の取締役にその改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正することとしております。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社およびグループ各社に共通のリスク管理体制に係わる行動規範を定め、グループの取締役および従業員の順法意識の醸成を図っております。
また、当社およびグループ各社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備しております。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役は内部監査室員に監査業務に必要な事項を調査させることができるものとしております。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役から監査業務に必要な命令を受けた内部監査室員は、その命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。
- ⑧ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社およびグループ各社の取締役および従業員は当社の監査役に対して、取締役会で決議された事項、会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事項、毎月の経営状況としての重要な事項、重大な法令・定款違反および通報・相談窓口への通報状況およびその内容を報告することとしております。また、監査役に報告した者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。
- ⑨ その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制
監査役会と代表取締役社長、監査役会と監査法人および監査役会と内部監査室との間では定期的な意見交換会を実施しております。
監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、内部統制システム構築の基本方針に基づき、企業集団における業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

当社取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。社外取締役も全ての取締役会に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

また、社長および本部長を兼務している各取締役ならびに監査役が出席する本部長会議を原則として1週間に1回開催し、重要な経営課題を審議するとともに、営業・生産等の報告を適時行い、経営判断の迅速化と問題共有に努めております。リスク管理活動においては、取締役、監査役、内部監査室長が出席するリスク管理委員会を1回開催し、グループ会社を含めた全社的なリスク管理について、事業活動に伴うリスクの抽出と評価を行い、対応方法と担当部門を明確化し、対応状況を定期的にチェックする体制を整えております。また、事業継続計画（BCP）を作成し、災害等の緊急事態への対応について全社で共有しております。

グループ会社においては、当社取締役および海外事業担当部長が各社において1名以上役員を兼務しており、更に当社経営企画室が定期的にグループ会社の経営状況や経営上重要な課題等を把握しております。またグループ会社社長会を4回開催し、業務報告および意見交換を行うことでグループ会社の業務の適正を確保しております。

より適切かつ効率的な部門運営のための人材育成として、主に中間管理層に対する教育を重点的に実施いたしました。階層別に社内研修の実施や外部研修への参加を行い、経営意識の醸成やマネジメント能力の向上を図っております。

グループウェア利用者全員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、標的型メール等によるサイバー攻撃に対するリスクの低減を図りました。

女性社員の活躍を促進する取り組みとして、女性社員に対するキャリア構築のための集合教育、女性社員に対するキャリア面談等を実施いたしました。当事業年度までの3年間の取り組みにより、女性活躍推進に対する全社的な意識の醸成と女性自身のキャリア意識の向上を図ることが出来、また、課題も明確となりました。今後も女性が活躍するために必要な設備や制度面の見直し等を含め、全社的に継続して取り組むことで、女性がより働きやすい環境の構築と有効な人材活用を促進してまいります。

内部監査室は、内部監査規則に基づき当社および子会社におけるコンプライアンスの遵守状況を確認いたしました。また、年2回経営企画室が実施する業務計画レビューに同席し、各部における業務計画の進捗状況とリスク対応を確認いたしました。監査役とは月に1回連絡会議を開催し、監査に関する情報等の連携を図っております。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、監査役会を16回開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握いたしました。取締役会を始めとする重要な社内会議に出席して必要な場合は意見を述べるとともに、取締役その他使用人と対話を行い、内部監査室、会計監査人と連携し、取締役および使用人の職務の執行状況を監査いたしました。さらに、社外取締役との連携を確保するために定期的に会合をもち、情報交換を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの等買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付行為又は買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断し、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

1) 企業価値向上への取組み

当社及び当社グループは、「日本、アジア、世界に貢献し、環境変化の中でも利益成長できる高収益体質の独立系油圧総合メーカーグループを目指す」という長期経営ビジョンのもと、次の10年に向けた環境の変化に耐え得る強固な収益基盤を作り上げていくために、2019年度を初年度とする中期経営計画「3 G Action2021 ~Challenge the Next Stage~」を策定しております。

具体的には、前中期経営計画3G《Group・Global・Growing》の行動指針を継続し、グローバル展開に対応したものづくり力の強化（Group戦略）、成長分野としてのグローバル展開の推進（Global戦略）、成長を支えるグループ会社の経営基盤強化（Growing戦略）を図るとともに、持続的成長のための収益力の強化（Gain戦略）を推進してまいります。

2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念である「経営の信条」を礎に、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。当社は、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公平性を確保するとともに、保有する経営資源を十分に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、その充実に取り組んでまいります。当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みに関しては、当社ホームページに記載しておりますのでご参照下さい。

(<http://www.yuken.co.jp/ir/governance.aspx>)

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、1) 事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、2) 取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、という概要の大規模買付行為への対応策（以下「本買収防衛策」といいます）を2007年3月8日の取締役会において決議し、2007年6月28日開催の当社第63回定時株主総会において、導入が決議されました。

また、本買収防衛策は、その合理性・公正性を担保するための独立委員会の設置や、大規模買付者に提供を求める必要情報の内容について一部見直しを行うなど、社会、経済情勢の変化や、買収防衛策をめぐる諸々の動向等を踏まえ、より実効性を高めるための変更を伴った上で、2010年6月25日開催の当社第66回定時株主総会、2013年6月27日開催の当社第69回定時株主総会および2016年6月28日開催の当社第72回定時株主総会で継続が決議されております。

- ④ 本買収防衛策が株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本買収防衛策は、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであります。

更に、本買収防衛策は、大規模買付行為が大規模買付時における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

- (4) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその状況

当社は、行動規範において、当社の役職員等は社会の健全な発展に障害となる反社会的な勢力に対しては、毅然とした態度で臨むこととしております。対応部門は総務部門としておりますが、同部署に一任せず、全社で対応することとしております。また、神奈川県企業防衛対策協議会に加盟し、同協議会にて開催される会合において反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、同協議会の研修に参加し、反社会的勢力への対応方法等の習得に努める一方、所轄警察署の担当者および顧問弁護士とも随時情報交換を行い、反社会的勢力から不当な要求があった場合の対応について適切な助言を得ております。

役職員には、行動規範の社内周知・教育に伴い、反社会的勢力排除に関する考え方等の周知を行っております。

(注) 事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	24,145,430	流 動 負 債	11,123,255
現金及び預金	3,882,541	支払手形及び買掛金	5,403,083
受取手形及び売掛金	11,828,358	短期借入金	2,307,568
たな卸資産	7,648,366	1年以内返済予定の長期借入金	937,370
前払費用	223,890	リース債務	78,953
未収入金	310,030	未払金	440,227
その他の流動資産	356,122	未払法人税等	269,730
貸倒引当金	△103,880	未払費用	449,297
固 定 資 産	12,857,505	預り金	397,986
有形固定資産	7,313,981	賞与引当金	454,515
建物及び構築物	2,365,917	その他の流動負債	384,521
機械装置及び運搬具	2,962,201	固 定 負 債	7,456,348
工具、器具及び備品	553,888	長期借入金	3,472,658
土地	1,252,097	リース債務	63,485
リース資産	79,019	退職給付に係る負債	3,910,507
建設仮勘定	100,856	その他の固定負債	9,697
無形固定資産	338,863	負 債 合 計	18,579,603
リース資産	255,398	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	65,787	株 主 資 本	16,509,473
その他の無形固定資産	17,676	資本金	4,109,101
投資その他の資産	5,204,660	資本剰余金	3,881,105
投資有価証券	2,739,086	利益剰余金	9,557,127
差入保証金	66,620	自己株式	△1,037,860
敷金	149,577	その他の包括利益累計額	304,077
事業保険	284,544	その他有価証券評価差額金	709,264
破産更生債権等	4,393	為替換算調整勘定	△11,240
繰延税金資産	1,952,890	退職給付に係る調整累計額	△393,946
その他の投資その他の資産	11,190	非 支 配 株 主 持 分	1,609,781
貸倒引当金	△3,643	純 資 産 合 計	18,423,333
資 産 合 計	37,002,936	負 債 及 び 純 資 産 合 計	37,002,936

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		30,005,748
売上原価		21,986,145
売上総利益		8,019,603
販売費及び一般管理費		5,885,518
営業利益		2,134,084
営業外収益		
受取利息及び配当金	103,224	
持分法による投資利益	76,709	
その他の営業外収益	95,322	275,256
営業外費用		
支払利息	189,309	
為替差損	61,658	
たな卸資産処分損	27,963	
その他の営業外費用	62,492	341,423
経常利益		2,067,917
特別利益		
固定資産売却益	7,426	7,426
税金等調整前当期純利益		2,075,343
法人税、住民税及び事業税	986,989	
法人税等調整額	△421,283	565,706
当期純利益		1,509,637
非支配株主に帰属する当期純利益		218,304
親会社株主に帰属する当期純利益		1,291,333

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,109,101	3,881,105	8,596,436	△950,260	15,636,383
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△330,642		△330,642
親会社株主に帰属する当期純利益			1,291,333		1,291,333
自己株式の取得				△87,600	△87,600
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	960,691	△87,600	873,090
当 期 末 残 高	4,109,101	3,881,105	9,557,127	△1,037,860	16,509,473

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,008,043	369,468	△384,104	993,408	1,511,344	18,141,136
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				—		△330,642
親会社株主に帰属する当期純利益				—		1,291,333
自己株式の取得				—		△87,600
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△298,779	△380,708	△9,842	△689,330	98,436	△590,893
当 期 変 動 額 合 計	△298,779	△380,708	△9,842	△689,330	98,436	282,197
当 期 末 残 高	709,264	△11,240	△393,946	304,077	1,609,781	18,423,333

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	14,461,893	流 動 負 債	6,662,659
現 金 預 金	2,154,096	支 払 手 形	966,430
受 取 手 形	2,281,467	買 掛 金	2,967,362
売 掛 金	5,435,044	短 期 借 入 金	680,000
商 品 及 び 製 品	1,748,957	1年以内返済予定の長期借入金	868,000
仕 掛 品	587,994	未 払 金	234,871
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,722,195	未 払 法 人 税 等	81,999
前 払 費 用	94,091	リ ー ス 債 務	78,953
短 期 貸 付 金	221,093	未 払 費 用	134,239
未 収 入 金	245,189	預 り 金	132,192
そ の 他 の 流 動 資 産	10,064	賞 与 引 当 金	351,200
貸 倒 引 当 金	△38,301	そ の 他 の 流 動 負 債	167,410
固 定 資 産	11,085,698	固 定 負 債	6,519,274
有 形 固 定 資 産	3,628,781	長 期 借 入 金	3,285,000
建 物 及 び 構 築 物	1,176,288	リ ー ス 債 務	63,485
機 械 装 置	1,663,658	退 職 給 付 引 当 金	3,165,550
車 輛 運 搬 具	2,324	そ の 他 の 固 定 負 債	5,238
工 具 、 器 具 及 び 備 品	230,738		
土 地	469,220	負 債 合 計	13,181,934
リ ー ス 資 産	79,019	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	7,533	株 主 資 本	11,656,393
無 形 固 定 資 産	311,312	資 本 金	4,109,101
ソ フ ト ウ エ ア	40,202	資 本 剰 余 金	3,853,007
リ ー ス 資 産	255,398	資 本 準 備 金	1,030,000
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	15,711	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,823,007
投 資 其 他 の 資 産	7,145,603	利 益 剰 余 金	4,732,144
投 資 有 価 証 券	2,227,174	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,732,144
関 係 会 社 株 式	3,304,660	繰 越 利 益 剰 余 金	4,732,144
差 入 保 証 金	26,870	自 己 株 式	△1,037,860
事 業 保 険	284,544	評 価 ・ 換 算 差 額 等	709,264
破 産 更 生 債 権 等	750	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	709,264
繰 延 税 金 資 産	1,204,579	純 資 産 合 計	12,365,657
そ の 他 の 投 資 其 他 の 資 産	97,024	負 債 及 び 純 資 産 合 計	25,547,591
資 産 合 計	25,547,591		

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		16,090,744
売上原価		12,191,283
売上総利益		3,899,461
販売費及び一般管理費		3,224,063
営業外収益		675,398
受取利息及び受取配当金	444,565	
為替差益	5,441	
受取口イヤリテイ	126,426	
その他の営業外収益	40,191	616,625
営業外費用		
支払利息	70,960	
有形売却損	4	
たな卸資産処分損	22,442	
その他の営業外費用	38,244	131,651
経常利益		1,160,372
特別利益		
固定資産売却益	3,746	3,746
税引前当期純利益		1,164,118
法人税、住民税及び事業税	229,868	
法人税等調整額	△21,668	208,199
当期純利益		955,918

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	
		資 本 金 準 備 金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	4,109,101	1,030,000	2,823,007	3,853,007	4,106,868	4,106,868
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				—	△330,642	△330,642
当 期 純 利 益				—	955,918	955,918
自 己 株 式 の 取 得				—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—		—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	625,276	625,276
当 期 末 残 高	4,109,101	1,030,000	2,823,007	3,853,007	4,732,144	4,732,144

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△950,260	11,118,716	1,008,043	1,008,043	12,126,760
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△330,642		—	△330,642
当 期 純 利 益		955,918		—	955,918
自 己 株 式 の 取 得	△87,600	△87,600		—	△87,600
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	△298,779	△298,779	△298,779
当 期 変 動 額 合 計	△87,600	537,676	△298,779	△298,779	238,896
当 期 末 残 高	△1,037,860	11,656,393	709,264	709,264	12,365,657

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

油研工業株式会社
取締役会 御中

ロイヤル監査法人

指定社員 公認会計士 白上卓美 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 恵良健太郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、油研工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、油研工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

油研工業株式会社
取締役会 御中

ロイヤル監査法人

指定社員 公認会計士 白上卓美 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 恵良健太郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、油研工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、グループ会社に係る重要な会議への出席や往査により事業の報告を受け財産の状況を調査しました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びロイヤル監査法人及び内部監査室から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。子会社も含めた内部統制システムの継続的な充実は、今後とも重要であると考えます。財務報告に係る内部統制については、本監査役会監査報告の作成時点において、ロイヤル監査法人からは「開示すべき重要な不備は発見されていない」旨の報告を書面で受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ロイヤル監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ロイヤル監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

油研工業株式会社 監査役会

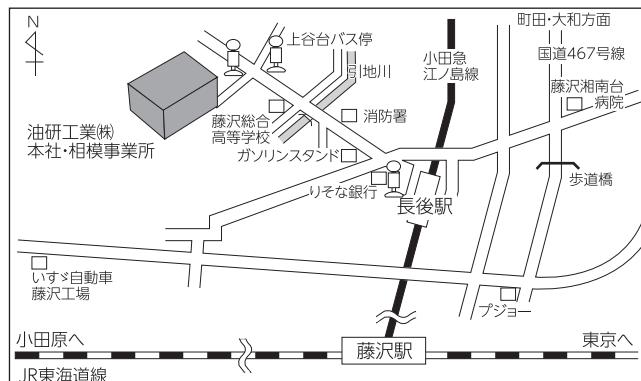
常勤監査役	高	久	憲	一	印
常勤監査役(社外監査役)	山	浦	秀	雄	印
監査役(社外監査役)	矢	島	良	司	印

以 上

× ㄷ

株主総会会場ご案内図

神奈川県綾瀬市上土棚中四丁目4番34号
油研工業株式会社 本社大会議室



〔道 順〕

- ・小田急江ノ島線長後駅西口より徒歩12分
- ・小田急江ノ島線長後駅西口バスターミナル③番乗り場より（綾瀬車庫・綾瀬市役所・さがみ野駅・桜が丘駅行き何れも通ります。）ご乗車いただき、上谷台（長後駅より1停留所）で下車ください。